

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喜多方市長

市町村名 (市町村コード)	福島県喜多方市 (07208)	
地域名 (地域内農業集落名)	上三宮地区 (上三宮集落、下三宮集落、見頃集落、岩沢集落、細谷集落、譲屋集落、五分一集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域農業の現状】

- ・ 上三宮地区は、合併前の旧喜多方市の西部に位置する7の集落で構成されている。
- ・ 主に平坦地であり、以前から水稻を中心とした作付けが多い地区であるが、一部では、所得向上のため施設園芸によるキュウリ、アスパラガス、畜産等も展開されている。
- ・ 農業を担う者のうち、担い手への農地の集積率は約35%となっている。
- ・ 近年は新規参入による新規就農者が施設園芸に取り組む事例もある。(下三宮)
- ・ 地区全体で農業を担う者はいるものの、規模拡大意欲は比較的小さく、今後現耕作者が規模縮小を予定している農地を受けることが難しい。(上三宮、下三宮、見頃、譲屋、五分一)
- ・ 当面は現耕作者がリタイア・規模縮小を予定している農地もなく、仮に今後現耕作者がリタイア・規模縮小を行う農地があった場合でも農業を担う者で引受け可能(岩沢、細谷)
- ・ 入作や土地持ち非農家を除いた集落内農家の平均年齢は72.2歳と高齢化しているが、経営の共同化・組織化なども進んでおらず、個人経営や大規模農家の入作などが多い。
- ・ しかしながら、5つの集落で多面的機能を活用しながら、地域農業の保全・発展に努めている。(上三宮、下三宮、見頃、細谷、譲屋)

【地域農業の課題】

[農業を担う者の確保]

- ・ 農業を担う者を地域内・外から確保している。(上三宮、見頃、岩沢、譲屋、五分一)
- ・ 農業を担う者が不足している。(下三宮、細谷)
- ・ 新規就農者が参入している。(下三宮)

[農業を担う者への農地の集積・集約]

- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積・集約化が進んでいる。(岩沢、譲屋、五分一)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積が進んでいるものの、分散錯圖の状態にある。(上三宮、下三宮、見頃)
- ・ 入作を含めた農業を担う者への集積もなかなか進んでおらず、分散錯圖の状態にある。(岩沢)

[農地バンクの活用]

- ・ 農地バンクの活用は進んでいるものの、集約の理解に向けた農地所有者の理解が得られない。(上三宮、下三宮)
- ・ 農地バンクの活用は進んでおり、所有者の理解も得られることから農地の集約化を進めて行くことが課題。(見頃、五分一)
- ・ 農地バンクを活用していない。(岩沢、細谷、譲屋)

(2) 地域における農業の将来の在り方

【作物の生産】

- ・ 平坦な地域特性を活かして水稻を主要作物として経営を行う。(共通)
- ・ 土地利用型作物として、そば、麦の生産を行う。(上三宮、下三宮、見頃、譲屋、五分一)
- ・ 所得向上に向け、施設または露地栽培によるキュウリ、アスパラガスに加え、果樹や酪農を行う。(上三宮、下三宮、見頃、譲屋)
- ・ 水稻の特別栽培に取り組む。(見頃)

【農業を担う者の育成・確保】

- ・ 主に集落内から農業を担う者を確保する。(見頃)
- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保するが、集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者に位置付ける。(上三宮、下三宮、岩沢、細谷、譲屋、五分一)
- ・ 既存の組織体制の継続または経営体質の強化に取り組む。(譲屋)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	499.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	498.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・ 農業振興地域内の農用地区域・農業用施設用地・白地、都市計画地域内の用途地域において、原則10年後においても、農業上の利用を継続する農用地の区域を農業上の利用が行われる区域とすることを基本とする。
- ・ なお、林地化により農業上の利用が困難な農用地の区域等は除外している場合がある。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・ 今後、リタイア・規模縮小しようとする場合は、集落に窓口を置き、農業を担う者と農業委員会において調整した上で、農地を集積・集約化を図る。(上三宮、見頃)
- ・ 水田はできるだけ連担化し、転作田は団地化を進める(上三宮、見頃、岩沢、譲屋、五分一)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・ リタイア・規模縮小する者が農業を担う者に農地を貸し付けるとき(上三宮、見頃、岩沢、譲屋、五分一)
- ・ 農地の分散解消や団地化のために農地の権利を移動しようとするとき(上三宮、見頃、岩沢、譲屋、五分一)

(3) 基盤整備事業への取組方針

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

【農業を担う者の育成・確保】

- ・ 主に集落内の農業者の中から農業を担う者を確保する。(見頃)
- ・ 集落内の農業を担う者が不足する場合は、集落外の農業者を積極的に農業を担う者として位置付ける。(上三宮、下三宮、岩沢、譲屋、五分一)
- ・ 集落内外から新規就農者を積極的に確保する。(上三宮、見頃、岩沢、細谷、譲屋、五分一)
- ・ 地域内外から多様な経営体を募り、受け入れる。(上三宮、譲屋)
- ・ 農作業の共同化や農業用機械・施設の共同利用等の組織を設立または設立を検討する。(譲屋)

【農作業の効率化】

- ・ 農業を担う者と農業を担う者以外の農業者等の役割を明確化した畦畔管理や草刈り、地域内農道用排水路などの管理作業を行う。(見頃、岩沢、細谷、譲屋、五分一)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵等の設置や未利用果樹の伐採による有害鳥獣被害防止対策を行う。(見頃、細谷、譲屋)
- ②水稻の減農薬・減化学肥料による特別栽培に取り組む。(見頃)
- ③ドローンによる水稻病虫害防除に取り組む。(下三宮)
- ④輸出用米に取り組む。(見頃)
- ⑤果樹栽培に取り組む。(見頃)
- ⑦遊休農地を活用できる農業者がいない場合は地域ぐるみで農地の保全・管理を行う。(譲屋、五分一)